

参考資料 1

国立大学法人評価委員会 国立大学法人分科会（第26回）

H27.10.20

平成27年5月27日

文 部 科 学 省

文部科学大臣が行う国立大学法人等の第3期中期目標・中期計画の素案の修正等について

1. 国立大学法人等の中期目標の策定に当たっては、独立行政法人のように主務大臣が一方的に策定し独立行政法人に対して指示するのではなく、あらかじめ国立大学法人の意見（原案）を聴き、これに配慮することとなっている（国立大学法人法第30条第3項）。

また、国は、国立大学法人法の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の特性に常に配慮しなければならないこととなっている（同法第3条）。

この点については、国立大学法人法の国会審議における附帯決議においても「中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること」（平成15年7月8日参議院文教科学委員会）などとされている。

2. このような制度等を踏まえ、第3期における中期目標及び中期計画の素案については、第2期と同様に大学等の意向を尊重し、文部科学大臣としては、以下について修正等を求めることとする。

(1) 国立大学法人法等の法律改正を要する事項など、文部科学大臣限りでは実施することができないため、文部科学大臣として中期目標に記載することにより責任をもって大学にその実施を求めることができない記述の修正

(2) 財政上の観点から修正の必要がある記述に関する修正・追加

(3) 「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」に示した内容にかんがみ修正等の必要があるもの

(4) 法令違反又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認められる記述の修正

なお、中期目標・中期計画の内容が国立大学法人等の機能を明確化し、その目指すべき方向性が明らかになっているか、また、事後的に検証可能な具体的なものとなっているかを確認し、必要に応じ、国立大学法人等に中期目標・中期計画の内容について検討を求めることとする。